最終回

アメリカ合衆国のロースクール教育

法曹倫理教育の 有効な方法とは何か 一橋大学法科大学院の実践から

村岡啓一 一橋大学教授

はじめに

前回のレポートでは、法曹倫理教育に関する国 際シンポジウム「法律家の役割と法曹倫理教育」に て、アメリカの法曹倫理教育の現状についてロド ニー・アップホフ教授が行った講演を紹介した。そ の中で、同教授は、いわゆるパーヴェイシヴ・メソッド (Pervasive Method。各法律科目の中で広く法律 家が直面する倫理問題を取り上げ、ロースクールの カリキュラム全体を通じて、学生の倫理問題に対する 意識を喚起し、問題を解決するためのアプローチの仕 方を習得させる方法)について、理念的には賛成しな がら、現実には、アメリカのロースクールにおいて採 用されていない理由を3点挙げて指摘した。要約す れば、各法律科目の時間的制約、実務経験と倫理規 範に対する知識の欠如、大教室授業という教育環境 上の制約の3点である1。この指摘は、従来から、私 が個人的に面接をして意見を求めた法曹倫理教育に 携わっているアメリカのロースクールの教員から得た 回答と一致している2。そこで、今回は、指摘されて いる問題点を踏まえたうえで、「科目横断的法曹倫理 教育」という名称の下、パーヴェイシヴ・メソッドを実 践しようと一歩を踏み出した一橋大学法科大学院が、 それらの問題点をどう克服しようとしたのか、をほかな らぬ当事者の立場から報告する。

なお、この連載は今回の当事者としての私自身の報 告をもって終了する。私がこの連載を続けてこられた のは、私が奉職する一橋大学法科大学院が、2004 年に「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェクト を立ち上げ、このプロジェクトが平成16年度文部科 学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラ ムに採択されたことによる。すなわち、2004年秋から 本年3月までの3年間にわたり、文部科学省から同プ ロジェクト遂行のための補助金を得ることができ、同 プロジェクトの事業推進責任者であった私が、直接、 現地調査をすることによって、アメリカ合衆国のロー スクールにおける法曹倫理教育の最前線を知ることが できたからである。今回の当事者としての報告はまさ しくこのプロジェクトの一応の完結を示すものである。 法曹倫理教育は未だ試行錯誤の状況にあり、今回の 報告が同プロジェクトの「一応の完結」を示すもので あっても、発展途上の法曹倫理教育の大きな枠組み から見れば、今後の発展のほんの第一歩を示すもの でしかない。私は、今後も一橋大学法科大学院の法 曹倫理教育を実践しつつ、アメリカ合衆国のロース クールにおける法曹倫理教育の最先端を追い続ける つもりである。折に触れて、読者に最新の情報を何ら かの形でお伝えすることをお約束して、本連載を終え ることにする。

法曹倫理に関する国際シンポジウム 「法律家の役割と法曹倫理教育」での報告

科目横断的法曹倫理教育の考え方

「法曹倫理」を法科大学院の科目として教育する目 的が、学生にプロフェッションとしての法曹の役割を 自覚させ、高度の倫理観を堅持させることにあるとい う点についてはコンセンサスがある。しかし、具体的 な教育目標の設定については、力点の置き方の違い によって、法律家を規律する各種法規およびその先 例の解釈を教えることを目標にする立場と、倫理的ジ レンマを批判的に分析し規範を適用することによって 当該ジレンマを解消する「実践知」を体得することを目 標にする立場とがある。一橋大学法科大学院は、法 律家にとって必要なのは変転する法規の知識よりもむ しる具体的な倫理的問題に直面したときに適切な判 断を下すのに必要な応用能力だと考え、後者の考え に立つ。しかし、学生の倫理的判断力を磨き涵養す るには単一の科目「法曹倫理」だけでは不十分なこと は明らかなので、各法律科目を担当する教員が当該 科目の授業の中でその法律分野に特有の倫理問題を 意識的に取り上げることによって、学生の倫理問題に 対する認知能力を鍛えることができないかと考えるに 至った。いわば法科大学院全体のカリキュラムを通じ て学生が「倫理」を意識化するという教育戦略である。 これが、一橋大学法科大学院のいう「科目横断的法 曹倫理教育」の意味である。

アメリカ合衆国ロースクールの パーヴェイシヴ・メソッドの問題点

各法律科目の中で担当教員が法曹倫理教育をも担 うという考え方は、アメリカ合衆国のロースクールに おける法曹倫理教育の方法論のひとつとして存在す る。いわゆるパーヴェイシヴ・メソッドと称される方法 論である。しかし、パーヴェイシヴ・メソッドは、その 当初の目的が単一の「法曹倫理」科目を設けない代わ りに各法律科目の中でその教育目的を果たそうという 代替策であったために、パーヴェイシヴ・メソッドを 採用するロースクールは「法曹倫理」を重視していな いというメッセージを学生に送る結果となったことから 批判を受け、当初の形では採用されていない。現在は、 特定の「法曹倫理」科目に加えて各法律科目の中でも 当該分野固有の倫理問題を取り扱う手法が新たに提 案されており、この修正されたパーヴェイシヴ・メソッ ドは「科目横断的法曹倫理教育」の考え方に極めて 近い。しかし、アメリカ合衆国のロースクールで理念 的に賛成しても、実際にこの教育方法論を採用してい るところはほとんどない。その理由は以下の点にある。

(1) 各法律科目の時間的制約

各法律科目に対し配当された単位の枠内で当該科目固有の領域をカヴァーするのにさえ時間が足りず、 提供すべき情報量の削減と教授法の工夫を求められている現状で、さらに、固有の倫理問題を取り上げて 議論する時間的余裕がない。

(2) 実務経験の欠如と倫理規範に関する知識の不足 各法律科目の担当教員には必ずしも実務経験があ るとは限らないうえに、「法曹倫理」を議論する際の倫 理規則体系の知識が十分ではないために、固有の倫 理問題の指摘はできても、学生と議論して倫理的問 題の深化を図ることができない。

(3) 大教室授業という教育環境の制約

法曹倫理は学生に議論を通じて考えさせる点に意 義があるのに、多くの学生が大教室に集まって行う授 業の形態では、双方向ないし多方向の議論中心の授 業をすることができない3。

問題点に対する 一橋大学法科大学院の回答

アップホフ教授は「最も大きな障害」として(3)の教育環境上の制約を挙げたが、幸いなことに、一橋大学法科大学院は1クラス50名規模の学生数であるので、まだ双方向ないし多方向の議論は可能であり、教育環境上の制約は必ずしも致命的な障害にはならなかった。とはいえ、上記問題点の(1)および(2)の点は、「科目横断的法曹倫理教育」の考え方に対しても同様に妥当することから、その問題点を克服する必要が

あった。検討の結果、一橋大学法科大学院が到達し た結論は次のようなものである。

まず、「科目横断的法曹倫理教育」は法律家を規律する倫理規則体系を学生に教授することが目的ではなく、学生が将来法律家として生きていくうえで日常的に遭遇する倫理問題に敏感であるように倫理問題を意識化するところに目的があるから、「法曹倫理」教育の方法論というよりも、むしろ、法科大学院全体として「倫理」を重視するという教育戦略として位置づける。

したがって、

- ①各法律科目で特別に時間を割いて固有の倫理問題を議論する必要はなく、最低限、問題の提起をして学生の意識喚起を図れば足りる。あとは、必修科目「法曹倫理」において課題を取り上げ、議論を通じて問題点を分析する。つまり、各法律科目と必修科目である「法曹倫理」とは連携のうえ補完関係に立つ。
- ②各法律分野の固有の倫理問題については、一橋大学法科大学院独自の教材を作成し、当該法律科目の担当教員が実務経験及び倫理規則体系の知識がなくとも、その教材を用いることにより、倫理問題を学生と議論できるようにする。つまり、独自教材とティーチングマニュアルを利用することによって、実務経験の不足と倫理規範の知識不足を補う。
- ③さらに、パーヴェイシヴ (Pervasive) の意味を「あまねく行き渡らせる」という意味に理解すれば、年度単位での科目間の「横断」に限らず、年度をまたいだ法科大学院全体のカリキュラムの中で「法曹倫理」を位置づけることが可能となる。つまり、学生は、法科大学院の各年次において「法曹倫理」科目を履修することによって、段階に応じて、繰り返し倫理問題を認知し、分析し、問題解決のアプローチを考案することになる4。

その結果、具体的には、次のような取組みを実現した。

(1) 新カリキュラムにおける継続的法曹倫理教育の 採用

平成19年度(2007年4月から開始)新カリキュラムから、旧カリキュラムの必修科目「法曹倫理」(3年次後期・2単位)を、必修科目「法曹倫理I」(2年次後期・1単位)と同「法曹倫理II」(3年次後期・1単位)

に分割し、同一教員(「法曹倫理」担当2名)の下で2年間を通じて履修することとした。また、未修者コースの1年生に対しては、必修科目「刑事訴訟法」(1年次通年・4単位)の冒頭に「法律家の役割」についての講義と法曹実務見学修習を組み合わせて、2年次以降の必修科目「法曹倫理I・II」の導入教育を実施することとした。

(2) 独自の法曹倫理教材案の作成と個別科目枠内での実践

各法律科目の中で扱う当該分野固有の倫理問題を 設例として取り上げ、解説とティーチング・マニュア ルを付した独自教材を作成した(未だ一部の法律科目 の倫理教材(人権クリニック)にとどまっているが、現 在、科目数を増やすべく教材案の作成は続いている)。 また、実際に、臨床系の法律実務科目において、実 習と法曹倫理教育とを融合させる試みが行われている ほか、民法、刑事訴訟法などの法律基礎科目におい ても、法曹倫理の観点を取り入れた授業が実際に行 われている。

(3) 必修科目「法曹倫理」における多方向授業の採 用

各法律科目における倫理問題を補完する役割を担っている必修科目「法曹倫理」では、教授法として、いわゆるプロブレム・メソッド (Problem Method。具体的事例に基づいて学生間の議論を中心に倫理的問題の分析と解決の理由付けを検討する多方向授業)を採用した。教員と学生との対話ではなく、むしろ学生間の見解の違いを学生間で議論するところに特色がある。2006年および2007年に実施した学生の授業評価アンケートによれば、「プロブレム・メソッドはあなたにとって法曹倫理の理解に有効な教育方法でしたか?」の問いに対し、学生の回答は、毎年、5段階評価で「強くそう思う」(評価5)が学生の3分の2を占め、平均4.6という極めて高い評価を示している5。

展望

アメリカ合衆国のロースクールにおいても、未だ「法曹倫理」教育の最も有効な教育方法が確立されたとはいいがたい状況にある。その中で、方法論的に次第に支持を受けつつあるのが1年次から3年次までを

トータルに見て継続的かつ体系的に「法曹倫理」を教 育するという考え方である。しかし、長い伝統を持つ アメリカのロースクールでこうしたカリキュラムの再編 を行うことは難しく、実際には、極めてわずかのロー スクールの先駆的プログラム6があるにすぎない。こう したアメリカの実状を横目に見ながら、一橋大学法科 大学院が「科目横断的法曹倫理教育の開発」プロジェ クトの成果として、新カリキュラム編成を機に継続的 教育方法を採用しえたことは、「後発者の利益」とはい え、意義のあることといえるであろう。いわば、わが国 の「法曹倫理」教育に最もふさわしい方法論を探るう えでの壮大な実験に乗り出したのである。倫理的な判 断能力を備えた法律家の養成という目的につきこの試 みが成功するか否かは、今後の教員および学生の実 践にかかっている。

- 1 本連載第8回「アメリカの法曹倫理教育に学ぶ――法曹 倫理教育に関する国際シンボジウム報告」本誌50号(2007年) 155頁。
- 2 トーマス・アンドリュース (Thomas R. Andrews, University of Washington School of Law)、ジェイムス・モリテルノ (James E.Moliterno, College of William and Mary), 7 ラッドリー・ウェンデル (W. Bradley Wendel, Cornell University School of Law) の各教授に共通した批判であった。
- 3 2006年6月に開催されたアメリカ法曹協会の第32回専門 家責任に関する全国会議(本連載第6回「グアンタナモ被拘禁 者の防御に関する法と倫理――アメリカ法曹協会の専門家責 任に関する全国会議報告」本誌48号[2006年]138頁参照。 32nd ABA National Conference on Professional Responsibility) の分科会「ロースクールの内と外で倫理を教えること-一何が有効で、何が有効でないか」(Teaching Ethics in and outside of Law School: What works and What doesn't) & おいて、リサ・レーマン (Lisa G. Lerman) 教授は、法曹倫理 教育に不可欠な7つの要素を挙げたうえ、それぞれにつき、有 効な方法とそうでない方法を具体的に指摘している。①教育目 標を設定すること(有効:批判的に考え分析することを教える。 有効でない:規則、先例ないし条文を機械的に教える)。②クラ ス授業を構成すること(有効:討論、ロールプレイ、相互の意思 の交換を含むもの。有効でない:講義。ただし、補完的に用い るのは別)。③学生に与える教材を選ぶこと(有効:物語と分析 を内容とする簡潔な素材、事例、仮説。物語は背景事情が詳細 になっているほうがより効果的。有効でない:判決文、大学紀 要の論文、文字が多いもの)。④クラス討論をリードすること(有 効:深く考えさせる質問をする。考えることによって答えを出せる 質問をする。有効でない:資料を読んで得た知識を再現するよ うに求める質問をする)。⑤議論を呼ぶ題材を紹介すること(有 効:ドラマ化された事実を含むもの。たとえば、物語を話す、ビ

デオ、寸劇、対話、スライドを用いた事実の要約。有効でない: 学生に資料を読んで得た複雑な事実関係を想起させる、あるい は、様式化された判決文の中の事実関係を引用すること)。⑥学 生に問題を分析させること(有効:学生に特定の答えられる質問 を宿題として課す。なすべき仕事の役割を割り当てる。大きなグ ループで議論する前に、小さなグループで問題について議論さ せ、各自に仕事を与える。有効でない:問題を提示し「これをど う考えますか?」のような包括的、抽象的な質問をクラス全体に 投げかける)。⑦クラスで視聴覚教材を用いること(有効:教員 の目標に適合する慎重に選んだ視聴覚教材。スライドにするので あれば、大きな文字を使用すること。写真や図解は常に効果的 である。有効でない: 講義ノートをパワーポイントに転写し、何 枚ものスライドを展開する)。このレーマン教授の長年の実践に 裏打ちされた方法論は、わが国の法科大学院においても、法曹 倫理教育を少人数クラスで多方向授業の手法を用いて行う場 合、そのままあてはまる普遍性を備えている。

- 4 パーヴェイシヴ・メソッドの主唱者であるデボラ・ローディ (Deborah Rhode) 教授は、このような考え方を法曹倫理教育 における継続的方法 (Continuing Method) と呼ぶ。前掲・注 2のアンドリュース、モリテルノ、ウェンデルの各教授も、1年次 から3年次まで、学生の法的知識と分析能力の違いに応じて段 階的かつ継続的に「法曹倫理」を教えることについては全面的に 賛成である。
- 5 2007年1月に実施した授業評価アンケートでは、2007年4 月以降に新たに採用する法曹倫理教育における継続的方法につ いても、回答する学生自身は体験していないが、一般論として有 効性につきどう考えるかの回答を求めた。その結果は、平均3.3 (評価3:どちらでもない)であった。体験していないので有効 性については「わからない」ということであろう。
- 6 一例として、前記モリテルノ教授の実施するthe comprehensive skills development programなど。

(むらおか・けいいち) 人

